

平成 29 年 第 4 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 29 年第 4 回東彼杵町議会臨時会は、平成 29 年 7 月 19 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	山口 大二郎君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	岡田 半二郎君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田半二郎君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	峯 広美 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	高月 淳一郎君
会 計 課 長	下野 慶計 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 52 号 里一ツ石線改良工事 (9 工区) 請負契約について

6 閉 会

開 会（午前9時29分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番議員、岡田伊一郎君、4番議員、前田修一君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第52号 里一ツ石線改良工事（9工区）請負契約について

○議長（後城一雄君）

日程第3、議案第52号里一ツ石線改良工事（9工区）請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第52号里一ツ石線改良工事（9工区）請負契約について。次のとおり請負契約の締結について議決を求めるものでございます。契約の理由が里一ツ石線改良工事（9工区）、契約の方法が指名競争入札による契約、契約の金額は6256万4400円でございます。契約の相手方が、東彼杵郡東彼杵町三根郷1622番地7、株式会社朽原建設、代表取締役朽原元樹。提案の理由が里一ツ石線改良工事（9工区）請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、建設課長か

ら説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

新任の建設課長です。よろしく申し上げます。議案第 52 号里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約につきまして、ご説明します。本件の里一ツ石線の改良工事につきまして、平成 5 年より実施した事業でございます。今回の施工、提案しております 9 工区につきまして完了を迎えるものでございますが、別紙の図面をお手元をお願いいたします。着色しております工区について、施工延長が今回 160m でございます。主な内容としまして、補強盛土を壁の面積としまして、概ね 388 m²ほどでございます。排水構造物につきましては、全体で 156m ほどございます。主な内容は、そういう施工内容でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから、質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

説明の時、ちゃんと工期を言って下さい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

説明を加えます。工期につきましては、ただいま仮契約をいたしておりますが、議案承認後、平成 30 年の 3 月 30 日までを工期としております。場所につきましては、図面を参照ください。図面の右側の方が、綿打ちのため池の場所になります。繰越と 7 工区、8 工区で施工を完了しております、今回の施工で最終の工区となります。図面中央の用水吐の所から左側には駐車場と図面にありますところが、松尾さんのお宅の付近となるところでございます。位置的にはそういう位置でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

ここの現道は勾配がかなりきつかったと思うんですけども、完成の急勾配。最大勾配はどのくらいになるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

最大勾配はですね、ちょっと現地と図面と精査をしないとはっきりご回答できませんがちょっと回答を保留させてよろしいですか。すみません。

○議長（後城一雄君）

岡田議員、よろしいですか。

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

お尋ねしますけれど、これは、工事用の車両、これは下から行きますか、上から行くんですか。どっちを使用されるんですか。この橋を使用されるとなると、橋あたりはかなり負担がかかるのではないかと思うんですけれども、上の県道の方から工事用はされるのか。それとも下の方の里から上がって来た方からの橋を通過して、工事用のトラックあたりが行くのかですね。どうなってるのかですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはたぶん遠くなりますので、いわゆる里一ツ石線の本道の方からたぶん行くだろうと思います。橋梁を架け替えておりますので、これ工事期間も終わっておりますので、充分通行可能かと思っております。先ほどの関連ですけれども、岡田議員から出た何%かっていう話ですけれども、今、図面からだけ判断しますと、160mで約 20m ぐらいの差でございますので、充分 10%は、超えないような町道の基準になっているかと思えます。詳細につきましては、課長の方から後で、答弁をさせます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、堀進一郎君。

○1 番（堀進一郎君）

一応、今回で全て完了ということで、全線完了される予定であると思えますけれども、全体的にだいたい何年度ぐらいかかって、どのぐらいの工事費であったか。その辺をお知らせ願います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

本件につきましては、着手しましたのが、平成 5 年からの実施した事業でございます。平成 25 年に構造物等に関する修正設計の見直しを行っております。起債の予算を使いました総事業費は、

全体で 2 億 7000 万円ほどの事業費を投じております。総延長は、国道からの施工と広域農道からの今回施工分までの延長合わせまして、概ね 6280m ほどの総延長でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この工事に着手される時に、結局、全面交通止めとかになるんじゃないかと思っております。途中でいろいろこの近くに民家もあるわけですが、そういったところはどうのような取り扱いっていいですか、施工方法をやっていかれるのか。完全全面通行止めで 3 月 30 日まででされるのか、その辺はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

今回の工事は、真ん中に書いております補強盛土というのが、メインの工法でございます。これにつきましては、期間の中に、若干の交通に対する支障、議員、言われるような通行止めというふうな手法を用いるような所も途中では出てくるかと思っておりますけれども、概ね、全工期にわたらない形で、極力、通行を阻害することないように努めてまいりたいと思っております。どうしても、盛土に関する期間には、通行に関する支障をお願いするところも出てくるかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 52 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 29 年第 4 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会（午前 9 時 41 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 12 月 20 日

議 長 後城 一雄

署名議員 岡田 伊一郎

署名議員 前田 修一